

組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第13回）

1 日 時

令和3年4月28日（水）10:00～11:20

2 場 所

WEB会議による開催

3 出席者

(構成員) 手塚座長、宮内座長代理、新井構成員、伊地知構成員、岡田構成員、
小川構成員、小木曽構成員、小田嶋構成員、堅田構成員、小松（文）
構成員、柴田構成員、渋谷構成員、袖山構成員、中田構成員、中村
構成員、濱口構成員、山内構成員、若目田構成員
(オブザーバー) 小島内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官補佐、榊原内閣
府政策統括官（科学技術イノベーション担当）上席政策調査員、青
木金融庁総合政策局総合政策課フィンテック室係長、希代法務省
民事局商事課補佐官、手塚経済産業省商務情報政策局サイバーセ
キュリティ課課長補佐
(総務省) 田原サイバーセキュリティ統括官、藤野サイバーセキュリティ統括
官室審議官、高村サイバーセキュリティ統括官室参事官（政策担
当）、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官（国際担当）、高岡
サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐

4 配布資料

資料 13-1 e シールに係る指針（案）

参考資料 13-1 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会取りまとめ（案）

参考資料 13-2 組織が発行するデータの信頼性を確保する制度に関する検討会（第12回）議事要旨

5 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題

① 事務局説明

事務局から資料 13-1 について説明があった。

② 意見交換

主な意見は以下のとおり。

小田嶋構成員：資料 13-1 の 11、12 ページについて、図 6 に e シール用電子証明書の発行対象と既存の番号体系についてヒアリング等の結果に基づいて整理した表が示されているが、これらの番号体系が e シール用電子証明書の発行対象の組織等を特定するための識別子の候補になり得ると理解した。今後国際連携などを考慮する際、e シールの検討が先行している国の中には Organization Identifier を電子証明書の格納事項としているところもあるため、ここの詳細については今後議論が必要。

14 ページの図 8 の QC ステートメントについて、今後の詳細検討において日本版 QC ステートメントとして Object Identifier を取得することも考えていただきたい。

19 ページの「今後発足する予定のデジタル庁でのトラストサービスの基盤となる枠組みの検討の中で具体化され、ひいては我が国のトラストサービスの整備・発展が一層進むことを期待したい」という記述に賛同。

事務局：検討会の回数と時間が限られていたこともあり、発行対象の組織等を特定するための識別子については包括的に記載できる方式である Object Identifier を軸として示しているが、具体的な内容については今後も議論を深めていく必要があると考えている。

柴田構成員：e シールに係る指針において今まで定義が曖昧だった e シールが定義され、電子署名との異同も明確になったことで、4 月 1 日に公布された時刻認証業務の認定に関する規程と併せて、意思表示を証明する電子署名、発出元を証明する e シール、存在証明をするタイムスタンプのトラストに関わる 3 要素が明確になったことは非常に良かった。

宮内座長代理：電子署名だけでは対応できなかったことを、e シールの利用により発行元を証明することで実現できるということは大きな意味がある。e シールが世の中に普及し、実際に使用されることで、これまでの検討が社会におけるデータの活用にとって役立つと思う。

小川構成員：電子署名法に基づく指定調査機関の調査に関する方針において、認定認証業務の HSM の基準が FIPS140-1 に対応した記載となっていることについて、資料 13-1 の 2.5.1 には e シールの HSM の技術基準は現行化して FIPS140-2 とすることが書かれているが、電子署名の認定認証業務と今回定めた e シールに求める要求基準の差異については今後も引き続き検討が必要ということを、ただし書きなどで記載すべきでは

ないか。

事務局：電子署名の調査方針はFIPS140-1に対応しているものの、実態としてはFIPS140-2 レベル3相当を基準として調査が行われており、事業者が用意しているHSMもそのレベルになっていると認識している。こうした実態に合わせて、eシールのHSMの技術基準はFIPS140-2 レベル3相当又はISO/IEC 15408 EAL4+相当とするのがよいのではないかと指針（案）に記載している。

高村参事官：eシールの指針に電子署名についての意見を記載するのは難しいものの、検討会の取りまとめには電子署名について記載することも可能である。参考資料13-1の19ページの「方向性」が指針（案）のHSMの設備基準についての記述と対応しているが、点線で囲われている部分に取りまとめた基準の理由を書いており、FIPS140-2レベル3相当もしくはISO/IEC 15408のEAL4+を「求めることが適切だと考えられる」と結んでいるところ、ここに電子署名についても同様の検討を今後行っていく必要ではないかという旨の記述を加え、併せてその下にある「議論であがった主な意見」の一文目に同旨の記載を書き足すという形で整理させてはいただけないか。

小川構成員：非常に良いと思う。

柴田構成員：第2章に我が国におけるeシールの在り方として、利用者視点で8つの論点が挙げられている。デジタル社会は発展途上であり、eシールの社会実装もこれからであるため、検討・更新しなければならない事項はこれからも出てくると承知しているが、信頼できるeシールの要件が、技術面や運用面の観点から整理されたことはとてもよかったです。今後社会実装されていく上で、しっかりとPDCAサイクルが回る仕組みがこの指針を基に作られていくことを期待する。

新井構成員：電子委任状の制度が3年ほど前に作られたときと同様に、しっかりした枠組みを作ることが重要。その上でユースケースごとに対応を変えられるような柔軟性を持たせることも重要。トラストサービスはタイムスタンプや電子署名等を組み合わせて使っていくものと理解している。その意味で組織が発行するデータの信頼性を担保するeシールが他のトラストサービスとの関係も踏まえつつ、どのようなところにおさまり、どこに使われているのかというユースケースを分類して考えることが重要。そして、その上でそれぞれのユースケースにおいてどのような情報を調べ、どのような信頼性を担保し、どのような情報を電子証明書に格納していくのかを今後検討していくことになる。その礎として素晴らしい指針ができたと感じており、今後そのような形で

検討が進んでいくことを望んでいる。

山内構成員：本指針については早期に公開し、我が国における発行元証明、すなわちeシールの普及の重要性を示すことが必要。ただしその内容については固定的なものとせず、内閣官房で検討されるデータ戦略に基づく基本的なトラストの枠組みの整備に係る検討とも整合性が図られていくことに期待する。

タイムスタンプ認定制度に関する検討会においても本検討会においても、電子署名法の課題を指摘したことについて、事務局に真摯に対応いただいたことについて感謝しており、先ほどの高村参事官の修正案についても賛同する。

これから請求書や領収書などの電子化のニーズが高まる中で、eシール提供サービスの信頼性の確保に早期に取り組む必要がある。将来的には国がeシールに係るサービスや事業者を認定する制度が整備されることを念頭に置きつつも、eシールに係るサービスの信頼性の評価を行う民間主体の制度を速やかに立ち上げる必要があると考えており、それに対する国の時宜を得た支援に期待している。具体的には民間の適合性評価機関によるeシールサービスの評価に関するパイロットプロジェクトを立ち上げてはどうか。その際にはデジタル庁や総務省等を司令塔とした国全体としての取組を期待する。

袖山構成員：eシールの定義づけが明確になったことで、eシールについてはより一層の利用の促進が図られると思う。

ユースケースに応じた電子証明書の記載事項についても今後整理する必要があると思う。本検討会の取りまとめの中でも、適格請求書を発行できる事業者の登録番号を電子証明書の拡張領域に記載することは検討の余地があると言及されていた。今後導入されるインボイス制度において適格請求書の発行を電子で行う事業者が増えると思うが、適格請求書を電子インボイスとして発行する場合に、登録番号を拡張領域のどこに格納するのかについて統一しておかなければ混乱するのではないかと危惧している。そのため、今後拡張領域の利用方法などをeシール用電子証明書の発行事業者において統一するためのガイドラインについては整備する必要があるのではないか。

事務局：今後発足するデジタル庁を含めて、電子証明書の記載事項、拡張領域についてより具体的な議論が必要ということはご指摘のとおり。

小松（文）構成員：資料13-1の15ページの脚注の14について、「EAL4は政府機関向けである」と書かれているが、EAL4は政府機関での利用に限定されているわけではないため、政府機関向けにはEAL4が採用されてい

るといったような書き方にしたほうがよいのではないか

事務局：いただいた内容のとおり案を修正する。

堅田構成員：本指針において、eシールのユースケースや定義が決まったことには意義がある。決まり切った制度ではなく、eシールについてレベル感に応じた一定の基準が示されたという形になったことは、リスクベースで経営をしている一般の事業会社の実態を踏まえていただいており、非常に価値があると思っている。

eシールをしてデータを発行側よりもデータを受領する側に大きな効果があるという点に関して導入・検証の仕組みをシステム上容易に構築できるか否かという点がeシールの利用の促進に当たってボトルネックと成りかねないと考えていたが、本指針はこの点についてもしっかりと向き合っており、我々企業自身が、企業間相互で取組み、eシールが実際に様々なシーンで利用される世界を実現していくことで効果を出していかなければならないと感じた。

また、我々も事業会社としてユースケースや活用事例の積み上げていきながらeシールの利用の拡大に向け取り組んでいければと思う。

濱口構成員：資料13-1の19ページの「おわりに」において、「データが価値の源泉となり、重要な価値を持つデータ駆動型社会においては、データの信頼性の確保、そして安心・安全なデータ流通を支えるための堅牢なトラスト基盤の構築が鍵を握る」というビジョンを構成員、事務局の皆様と共有できたことに対し強く感動した。また、「本指針がeシールの認定制度の開始の一助となるとともにそれに弾みをつけ、データ流通の信頼性確保の向上に繋がることを願ってやまない」、さらに、「ひいては我が国のトラストサービスの整備・発展が一層進むことを期待したい」という締めくくりの言葉を事務局に書いていただけたことに対して、非常に感謝している。

トラストサービスは単体で大きな利益を生むビジネスとはならないが、デジタル経済の潤滑油となるものであり、デジタル経済のインフラを担う仕組みであるということを念頭に置いて、今後、トラスト基盤の整備に向け取り組んでいきたい。

新井構成員：eシールはIoTでの利用やeデリバリーでの利用も想定されるため、eシールが今後のトラストの基盤となり、情報流通の信頼性の礎になることを大きく期待している。

柴田構成員：eシールが措置、行為として定義されている一方で、「eシールを付与する」といった記載もあり、eシールそのものがモノのように表現されているため、表現を再検討いただきたい。

事務局：「eシールを付する」という表現が良いのではないかというこれまでの意見を反映していたものの、適切な表現の仕方について今一度検討する。

宮内座長代理：文章を書くときには「電子署名する」という表現はあまりかっこうが良くないため「電子署名を行う」と書いていることが多い。法律文においても「電子署名が行われているとき」といった書き方が多く、それらを参考にするのがよいのではないか。一般的な文書の中では「eシールを付与する」「eシールを打つ」と書いても違和感がないため厳密に考える必要はないと思うが、本指針は総務省から出す資料であるため、十分に考慮した上で言葉を選んでいただきたい。

若目田構成員：eシールには、既存のビジネスにおける文書や取引が紙ではなく電子的に行われることによる業務合理化効果も期待できるが、データ駆動型社会に向けた検討の動向を考慮すると、DATA-EXや分野間データ連携、データ取引市場等でやりとりされるデータセットの発出元証明など、新たなデータ駆動型ビジネスにeシールがつながっていくことを期待しており、具体的に連携していただきたい。

小木曾構成員：デジタル時代に合った新たな基盤としては、システムの基盤と法的な基盤の両方の整備が必要不可欠である。法的な基盤の整備の話もどのような法制度にするかという検討は今後デジタル庁で行われると思うが、電子化に関する通則的な法律が必要。本指針がそのような今後の法整備の議論の一助になると思っている。

また、今後eシールの利用を促進していく中で、eシールの利用を前提としておらず普及促進の阻害要因となる法令等やその解釈等があれば、それらを改正していくという出口戦略の活動も必要。

伊地知構成員：タイムスタンプの認定制度を定めた時刻認証業務の認定に関する規程の中には、認定のための審査において必要となる調査を、他の認定や認証をもって代えることができるという規定がある。eシールの指針では制度の具体的な内容や適合性評価については言及されていないものの、今後制度化していく際にはタイムスタンプと同様に、調査を他の認証等で代えられるところがないかと言う点についても考慮して進めていくのがよい。トラストサービス相互の関係性を明確にすることで、現在縦割りで個別の制度ができているところから将来の横断的な制度へ移行していくに当たって確実な一歩となると思う。

岡田構成員：本指針が示されてeシールの定義やユースケースが明確になったことは、社会のデジタル化に資するという観点と、データ活用の観点の2点において重要な意味がある。データを活用するに当たっては、本

本当にそのデータを信頼できるのかどうかが肝要となってくるところ、本指針でeシールについて一定の方向が示されたことは有意義である。これを機会に新たなユースケースが生まれることを期待しており、また、我々ベンダーとしては新たなユースケースを生んでいきたい。こうした取組によって、社会全体としてデータの信頼性が高まることや効率化が進展することを期待している。

高村参事官：自分の宿題であると同時に皆さんと一緒に考えてほしいこととして、eシールの日本語名がある。民間の指針としてはeシールという名前ままで問題ないため論点にしていなかったが、データ戦略で議論しているトラストサービスの包括的な制度化に向けた検討の中では、法制度化も射程に入っており、その際、eシールという名前は認められない。欧州のeシールに用いられているシールという単語自体は公証人が使うノータリーシールやエンボス印、封蝋といったヨーロッパ発祥の文化を背景に持っている一方で、日本においてはステッカーやラベルの意味で捉えられることも多く、この名称が普及の阻害要因となる可能性も否定できないと思っている。発行元証明という機能を表現しつつ、組織だけではなくモノが発するデータにも利用することを含めた名称について、引き続きご提言いただけするとありがたい。

手塚座長：トラストサービスに関わってきた中でデータの発信者側の視点を中心に考えてきたが実際にサービスの恩恵を受けるのは検証する側である。eシール付のデータを受領する側はeシールの検証を行い、そこで初めてデータの完全性や発出元がどこであり、なりすまされていないということを確認でき、それにより安心してデータを利用できる。そのため、eシールを行う対象となるデータがどこでどのように使用されるのかを想定して、事前にeシールがセットで行われていくような仕組みとすることが今後は一番のポイントになる。反対にeシールがきちんと行われないと、検証する側は疑心暗鬼に陥る。そうした可能性を捉えて本指針はうまくまとめられていると思う。

本日頂いた御意見を踏まえ、必要に応じてeシールに係る指針（案）と取りまとめ（案）を修正し、両案について、パブリックコメントを実施する。本日の会合、パブリックコメントを受けての両案の修正については、基本的には座長一任で行わせていただきたいが、よろしいか。

全構成員：異議なし。

手塚座長：賛同いただき、ありがとうございます。修正内容次第では、事務局から構成員の皆様にメール等で相談させていただくこともある。その際にはご対応をお願いしたい。

事務局：本日の議論、パブリックコメントで出た意見を踏まえて、必要に応じて、指針（案）及び取りまとめ（案）を修正する。その際に構成員の皆様にメール等で相談させていただく場合もあるので、引き続きご協力いただけるとありがたい。

③ その他

また、事務局から、次回の日程について別途メールで案内する旨の説明があった。

(3) 閉会

以上